

静岡県立沼津東高等学校創立 120 周年記念事業実行委員会会則

(名称及び事務所)

第 1 条 本委員会は、静岡県立沼津東高等学校創立 120 周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称し、事務局を静岡県立沼津東高等学校香陵同窓会(以下「香陵同窓会」という。)の事務所に置く。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、静岡県立沼津東高等学校創立 120 周年を記念し、その記念事業を完遂し、併せて同校の発展に資することを目的とする。

(実行委員会・委員)

第 3 条 実行委員会は、事業及び各事業の予算・決算に関し、必要な事項を決定する。

2 実行委員会は、必要に応じて委員長が招集する。また、委員若しくは部員の意見に基づき委員長が招集することが出来る。

3 実行委員会は、香陵同窓会、奨学会、振学対策委員会、PTA及び学校の代表で構成し、次の委員を置く。

1) 委員長

実行委員会を代表し、実行委員会の運営に当たる。

2) 副委員長

委員長を補佐し、実行委員会の運営に当たる。

委員長に支障あるときは、その任務を代行する。

3) 委員(各部会の、部会長及び副部会長)

部会を代表し、実行委員会の運営に当たる。

4) 事務局

実行委員会に関する事務及び各関係団体並びに各部会との連絡・調整に当たる。

(委員長)

第 4 条 委員長は、実行委員会会則施行日の香陵同窓会会長が就任し、任期は実行委員会解散時までとする。

(部会・部員)

第 5 条 実行委員会の下部組織として部会を置く。

2 部会は、次の 5 部会とし、記念事業完遂に向け具体的な推進に当たる。

1) 総務部会

会計・広報を含む事業全般に関する事業の運営に当たる。

2) 120 年史部会

120 年史発行に関する事業の運営に当たる。

3) 式典部会

式典に関する事業の運営に当たる。

4) 祝賀部会

祝賀に関する事業の運営に当たる。

5) 行事部会

行事に関する事業の運営に当たる。

3 部会は、必要に応じて実行委員会の決定により、増減することが出来る。

- 4 各部会は、香陵同窓会、奨学会、振学対策委員会、P T A及び学校の代表の中から委員長が指名した者で構成し、次の部員を置く。
 - 1) 部会長
部会を代表し、部会の運営に当たる。
 - 2) 副部会長
部会長を補佐し、部会の運営に当たる。
部会長に支障あるときは、その任務を代行する。
 - 3) 部員
部会事業の具体的推進に当たる。
- 5 各部会の会議は、部会長が必要に応じて開催する。
- 6 各部会の会議が開催された場合、部会長は、遅滞なく議事録を事務局に提出しなければならない。

(監 事)

第6条 記念事業の会務を監査するため、監事を置く。

- 2 監事は、香陵同窓会、奨学会、振学対策委員会からの推薦に基づき、各々1名を委員長が指名する。

(顧 問)

第7条 記念事業を完遂するため、顧問を置く。

- 2 顧問は、香陵同窓会、奨学会、振学対策委員会の中から実行委員会の推薦に基づき、委員長が指名する。
- 3 顧問は、実行委員会、各部会の相談に応じ、記念事業を支援する。

(会 計)

第8条 実行委員会の会計は、実行委員会会則施行日に始まり、実行委員会の解散をもって終了する。

- 2 会計の年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 3 会計報告は、年度終了後すみやかに、実行委員会に行なわなければならない。
- 4 実行委員会の活動に係る経費、及び記念事業費は、静岡県立沼津東高等学校創立120周年記念特別会計で充てる。

(解 散)

第9条 実行委員会は、第2条の目的達成をもって解散する。

- 2 実行委員会を解散する場合、委員長が会計報告書・事業報告書を作成し、実行委員会の承認を受けなければならない。

(委 任)

第10条 この会則で定めるもののほか、実行委員会の運営その他必要な事項は、必要に応じて委員及び部員の意見を聴取した上で、委員長と総務部部会長の協議により決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 令和2年6月1日 第5条の120周年史部会を120年史部会に、120周年史を120年史に変更する。